

## 診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ（遺族用）

福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に診療報酬明細書等の開示を請求する遺族は、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参の上、手続きを行ってください。

### 1 開示請求ができる方

開示請求ができるのは、次のいずれかに該当される方で、に限りません。

- (1) 被保険者が死亡している場合であって、当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）
- (2) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 遺族の委任による代理人

### 2 開示請求に当たって必要な書類等

広域連合の事務所へ開示請求できる方本人が、次の書類等をご持参の上、手続きしてください。

- (1) 診療報酬明細書等開示請求書
- (2) 開示請求を行う方の本人確認ができる書類

※ 窓口における開示請求の手続が困難な場合については、郵送による手続も可能です。（この場合、開示に係る文書の送料が必要となります。）

### 3 開示請求を行う方の本人確認

開示請求ができるのは上記 1 の該当者本人に限っており、手続等に当たっては開示請求をなされる方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めています。これは、個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことですので、ご理解をお願いします。

### 4 保険医療機関等への照会及び連絡

レセプトが医師の個人情報となる場合は、遺族の同意を得て、保険医療機関等に開示についての意見を照会します。また、レセプトが医師の個人情報とならない場合は、遺族の同意を得て、開示した旨をお知らせします。なお、同意が得られない場合でレセプトが医師の個人情報となる場合は、不開示決定されます。

### 5 診療内容に関する照会

広域連合では、診療内容についての照会に対してはお答えできません。

### 6 費用負担について

診療報酬明細書等の写しの交付については、コピー料（1枚につき10円）を納付書にてお支払いください。

### 7 開示決定等の事務処理

- (1) 診療報酬明細書等開示請求書を受領した日から開示決定までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への事前確認等のため15日程度要します。さらに日数を要する場合は、ご連絡いたします。
- (2) 開示（交付）方法については、「開示の実施方法等申出書」で指定された方法により行います。

### 8 部分開示・不開示決定に関する照会について

部分開示・不開示決定に関する照会については広域連合給付第二係（TEL：092-651-3110）にお問い合わせください。

### 9 その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容のすべてが記載されているものではないことをご理解願います。
- (2) 開示することによって、被保険者等の生前の意思や名誉との関係で問題があるおそれがあると判断された診療報酬明細書等は、開示できません。
- (3) 開示請求があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、開示できません。
- (4) 郵送により開示請求を行う場合については、上記書類の写しに加え、住民票の写し（開示請求する日前30日以内に作成されたものに限る。）を提出していただくことにより確認することとなります。

「診療報酬明細書等開示請求書」を提出の際に開示を請求される方の本人確認に必要な書類

運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、国民健康保険の被保険者証、後期高齢者医療保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、共済組合員証、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認できるもの

上記のほか、次に掲げる場合には、それぞれに定める書類を添付してください。

（※以下の書類は、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 開示請求をされる方が、遺族の場合（父母、配偶者、子、祖父母、孫）

当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類

戸籍謄本（抄本）、住民票（除票）、死亡診断書

- (2) 開示請求をされる方が、未成年者又は成年被後見人である遺族の法定代理人である場合

- ① 当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類

戸籍謄本（抄本）、住民票（除票）、死亡診断書

- ② 遺族が未成年者又は成年被後見人であること及び開示請求をされる方が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類

戸籍謄本（抄本）、住民票、登記事項証明書、家庭裁判所の証明書、その他法定代理人関係を確認し得る書類

- (3) 開示請求をされる方が、遺族の委任による代理人の場合

- ① 当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類

戸籍謄本（抄本）、住民票（除票）、死亡診断書

- ② 遺族から委任を受けたことが確認できる書類

委任者の押印のあるレセプト開示請求に係る「委任状」、委任状に押印された印の「印鑑登録証明書」